

表 4 2010年センサスにおける資本金等の提供元の業種

建設業・運輸業	食料製造業・ 飲食サービス業	飲食料品卸売・小売業	その他
23.6%	19.1%	13.9%	51.7%

また、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の改正（平成 21 年 12 月 15 日施行）により、農業生産法人の出資に係る要件が緩和<sup>(注)</sup>され、今後、農業と異業種との連携が加速することが想定されることから、連携の実態をより詳細に把握するため、選択肢を細分化し、提供先の業種をより一層明確化しようとするものである。

このようなことから、今回、選択肢の変更を行うこととしているが、調査結果のより有効な利活用を図る観点から、更なる検討が必要であると考ええる。

(注) 農地法は、平成 21 年に抜本改正を行い、農業への参入を促進し、限りある我が国の農地を有効利用する観点から、大幅な見直しが行われた。改正農地法のポイントは以下のとおり。

- ・ 個人が農業に参入しやすくなるよう、農地を取得する際の下限面積について、地域の実情に応じて自由に設定可能となったこと。
- ・ 一般法人の参入規制を緩和し、貸借であれば全国どこでも可能となったこと。
- ・ 農業生産法人への出資について、1 構成員当たりの出資制限 10 分の 1 を廃止し、4 分の 1 以下まで出資可能にするるとともに、農商工連携事業者など一定の者については 2 分の 1 未満まで可能となったこと。
- ・ 農地の貸借期間の上限を 20 年から 50 年間に延長したこと。

#### (論点)

- 1 農地法改正後の異業種からの農業への参入状況はどのようになっているのか。追加する業種の区分については、その実態に見合った選定が行われているのか。
- 2 前回に比べ、選択肢の詳細化を図ることにより、農業経営の異業種との連携状況（農業以外の業種から資本金・出資金の提供状況）を把握することにより、調査結果の利用面でどのような有用性を有するのか。

## 「【11】農業経営の特徴」－「3及び4 農業生産に関連した事業」

《項目の追加》

「3 農業生産に関連した事業の有無」に事業を行っている場合、「4 関連事業による売上金額及び事業ごとの金額割合」を把握する項目を追加する。

### 【改正案】

3 農業生産に関連した事業を行っていますか。該当するものすべてに必ず記入してください。

	行っていない	831	0
行 っ て い る す べ て の 事 業 に ○	農産物の加工	832	0
	観光農園	833	0
	農家民宿	834	0
	農家レストラン	835	0
	海外への輸出	836	0
	貸農園・体験農園等	837	0
	その他	838	0

### 【2010年調査】

2 農業生産に関連した事業を行っていますか。該当するものすべてに○を記入してください。

	行っていない	141	1
行 っ て い る	農産物の加工	142	1
	貸農園・体験農園等	143	1
	観光農園	144	1
	農家民宿	145	1
	農家レストラン	146	1
	海外への輸出	147	1
	その他	148	1

(関連した事業を行った方のみ回答する項目)

4 過去1年間の農業生産に関連した売上金額の合計について、該当するもの1つに記入し、合計に占める割合をそれぞれ記入してください。

売上合計金額	841	合計に占める割合	割
売上金額なし	0	農産物の加工	842 8 8
100万円未満	0	観光農園	843 8 8
100～500万円未満	0	農家民宿	844 8 8
500～1,000万円未満	0	農家レストラン	845 8 8
1,000～5,000万円未満	0	海外への輸出	846 8 8
5,000～1億円未満	0	貸農園・体験農園等	847 8 8
1～10億円未満	0	その他	848 8 8
10億円以上	0		

(新旧対照表：I-37 ページ)

(審査結果)

6次産業化調査の実施に当たっては、農業生産に関連した事業ごとの売上金額規模別に層化することにより、より効率的に標本を抽出し上で調査を実施することが必要である。このため、当該調査に係る母集団情報の整備の観点から、今回、関連事業を行っている経営体について、関連事業の売上合計金額及び事業ごとの合計金額に占める割合を把握する項目を追加することとしているが、更なる検討が必要であると考え。

(論点)

関連事業を他の経営体等と共同で行っている場合、売上合計金額をどのように記入するのか。

## 「【12】山林及び林業作業」－「1及び2 他にまかせ（され）ている山林面積」

≪調査項目の追加≫

【12】林業作業に「1 保有山林のうち他にまかせている山林面積」、「2 保有山林以外で他からまかされている山林面積」を把握する項目を追加する。

【改正案】		【2010年調査】													
<p>1 【5】の保有山林のうち、期間を定めて一連の作業（管理を含む）を一括して他にまかせている山林面積を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">まかせている山林面積</th> <th>(ha)</th> <th>(a)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(町)</th> <th>(畝)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>911</td> <td>88888</td> <td>88</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table>		まかせている山林面積		(ha)	(a)			(町)	(畝)	911	88888	88	88	(新規)	
まかせている山林面積		(ha)	(a)												
		(町)	(畝)												
911	88888	88	88												
<p>2 【5】の保有山林以外で、期間を定めて一連の作業（管理を含む）を一括して他からまかされている山林面積を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">まかされている山林面積</th> <th>(ha)</th> <th>(a)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(町)</th> <th>(畝)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>912</td> <td>88888</td> <td>88</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table>		まかされている山林面積		(ha)	(a)			(町)	(畝)	912	88888	88	88		
まかされている山林面積		(ha)	(a)												
		(町)	(畝)												
912	88888	88	88												

(新旧対照表：I-38 ページ下段)

(審査結果)

山林施業に係る一連の作業（管理を含む。）を一括して受委託した面積（森林経営の受委託面積）の状況は、「森林・林業基本計画」（平成23年7月26日閣議決定）の重要課題の一つである効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた施業の集約化の進捗状況を把握する重要な項目とされており、平成24年4月に創設された山林相続税の納税猶予制度の見直しにも必要<sup>(注)</sup>であることから、当該状況を把握するための事項を追加するものである。

(注) 山林相続税の納税猶予制度では、納税猶予制度を受ける要件として森林経営の受委託等により30%以上の規模拡大をすることとしており、今後、全国的に森林経営の受委託が進展したときに、現在定めている30%の要件が妥当か否かを検討する際に必要である。

このことについては、上記の納税猶予制度などの林業経営の育成等に関する施策の実施に当たり、必要な情報を得るものであることから、適当であると考えらる。

(参考1) 森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定）（抄）

第3 森林及び林業に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(1) 望ましい林業構造の確立

① 効率的かつ安定的な林業経営の育成

効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けて、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者による森林経営計画の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な施業の実行の定着を図る。また、自ら効率的かつ安定的な林業経営を実行することが困難な森林所有者の森林については、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに、将来的には林業経営の委託への転換を目指す。

(参考2) 平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）（抄）

第3章 平成24年度税制改正

7. 検討事項

(3) 山林に係る相続税・贈与税については、新たに創設される相続税の納税猶予制度の執行及び適用の状況、施業の集約化・路網整備の徹底という政策目的の達成状況等を踏まえ、課税価格の特例制度や贈与税の納税猶予制度等の必要性について検討を行います。

## 調査票中の文言の修正

### 《文言等の変更》

調査票中の設問の文言や説明等について、報告者にとって分かりやすい表現に変更する。

### 【変更例】（「【7】販売を目的とした農産物の生産」－「農作物の生産」－「家畜」）

「販売目的で飼っている乳用牛(搾乳目的で飼っている牛)の頭数を記入してください。」を「現在、搾乳目的で飼っている牛の頭数を記入してください。」に変更する。

【改正案】	【2010年調査】
2 現在、搾乳目的で飼っている牛の頭数を記入してください。	4 販売目的で飼っている家畜等 (1) 販売目的で飼っている乳用牛(搾乳目的で飼っている牛)の頭数を記入してください。

(新旧対照表：I-24 ページ上段)

### 【同様の変更】

(新旧対照表：I-1 ページ下段、I-2 ページ、I-4 ページ下段、I-6 ページ、I-8 ページ、I-9 ページ、I-10 ページ上段、I-10 ページ下段、I-14 ページ、I-15 ページ、I-16 ページ、I-18 ページ、I-19 ページ、I-24 ページ下段、I-25 ページ上段、I-25 ページ下段、I-26 ページ下段、I-27 ページ、I-28 ページ、I-29 ページ I-30 ページ、I-31 ページ、I-32 ページ、I-35 ページ上段、I-35 ページ下段、I-36 ページ、I-39 ページ上段、I-39 ページ下段、I-40 ページ上段、I-40 ページ下段、I-41 ページ下段、I-42 ページ上段、I-42 ページ下段、I-43 ページ、I-45 ページ、I-46 ページ、Ⅲ-1 ページ下段、Ⅲ-3 ページ上段、Ⅲ-3 ページ下段、Ⅲ-4 ページ上段)

### (審査結果)

本調査事項は、搾乳目的で使用している牛の頭数を把握するものであるが、これまで、設問の説明文を「販売目的で飼っている乳用牛」と表記していたため、乳用牛のうち、本設問で把握することを目的としていない「将来的には搾乳に供せず、肥育農家に販売される、飼養している乳用牛が生んだオスの子牛等」についても計上されるおそれがあることから、設問の文言を「搾乳目的で飼っている牛の頭数」に変更するものである。

このことについては、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であると考え。

(注) 乳用牛とは搾乳を目的として飼養している牛と、将来、搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛及びそれらに交配する同種のおす牛をいう。したがって、肉用を目的に飼養している未経産のめすは肉用牛とし、乳用牛には含めない。なお、種おす牛は、ごく少数であり酪農家で飼養されていることは少なく、その動向も注目されていないため、統計上乳用牛から除外している。

農林水産省では、上記以外にも、設問の文言の見直しや変更を行うこととしており、これらについても、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であると考え。(変更箇所の詳細については、資料3-1別添参照)。

## 2010年調査の「【1】経営体の概要」－「1 家族経営か否か」の削除

### 《調査項目の削除》

2010年センサスにおいて、【1】経営体の概要の1番目の項目として把握していた家族経営であるか否かについての項目を削除する。

【改正案】	【2010年調査】						
(削除)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>家族による経営である</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>家族による経営でない</td> <td>2</td> </tr> </table>		101	家族による経営である	1	家族による経営でない	2
	101						
家族による経営である	1						
家族による経営でない	2						

(新旧対照表：I-49 ページ上段)

(審査結果)

農林業経営体調査票は、表5のとおり、家族経営体のみを対象とした調査事項や、家族経営体でない組織経営体に限定した調査事項から構成されており、これらの調査事項への回答状況によって、報告者が家族経営体であるか否かについて判断することが可能となることから、削除しようというものである。

このことについては、報告者の負担の軽減につながることから、適当であると考える。

表5 農林業経営体における家族経営体もしくは組織経営体に限定した調査事項

家族経営体のみを対象とする調査事項	・「【2】世帯」の1～4
組織経営体のみを対象とする調査事項	・「【1】経営体の概要」の2及び3 ・「【3】農業経営内部の労働力」 ・「【11】農業経営の特徴」の1（組織経営体のうち、農業組合法人、会社に限定）

2010年調査の「【2】世帯」-「3 満15歳以上の世帯員について」-「㊟複数経営の経営主等」の削除

《項目の削除》

2010年調査において、【2】世帯の「3 満15歳以上世帯員について」で把握していた「1世帯で複数経営を行っている場合の経営主及び経営の後継者」の項目を削除する。

【改正案】	【2010年調査】																											
(削除)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>世帯主</th> <th>世帯員 1</th> <th>世帯員 2</th> <th>世帯員 3</th> <th>世帯員 4</th> <th>世帯員 5</th> <th>世帯員 6</th> <th>世帯員 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 1世帯で複数の経営を行っている場合について 経営主</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>② 1世帯で複数の経営を行っている場合について 経営の後継者</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		世帯主	世帯員 1	世帯員 2	世帯員 3	世帯員 4	世帯員 5	世帯員 6	世帯員 7	① 1世帯で複数の経営を行っている場合について 経営主	1	1	1	1	1	1	1	1	② 1世帯で複数の経営を行っている場合について 経営の後継者	2	2	2	2	2	2	2	2
	世帯主	世帯員 1	世帯員 2	世帯員 3	世帯員 4	世帯員 5	世帯員 6	世帯員 7																				
① 1世帯で複数の経営を行っている場合について 経営主	1	1	1	1	1	1	1	1																				
② 1世帯で複数の経営を行っている場合について 経営の後継者	2	2	2	2	2	2	2	2																				

(新旧対照表: I-49 ページ下段)

(審査結果)

2005年調査から、1つの世帯において、収支管理を独立した複数の「経営」が行われているような場合については、それぞれの「経営」を農林業センサスの対象となる農林業経営体と見做し、調査を実施してきたところであるが、2005年センサス及び2010年センサスの結果によれば、表6のとおり、1つの世帯において複数の経営が行われている事例は300世帯未満と極めて少なく、また、一定の傾向も把握できたことから削除するものであり、適当であると考える。

表6 1世帯の中に複数の経営体を有する農家数

年度	世帯数	経営体数
2005年センサス	289世帯	579経営体
2010年センサス	269世帯	540経営体

(2) 農山村地域調査票（市区町村用）

2010年調査の「【2】地域資源を活用した施設（産地直売所）」の削除

《調査項目の削除》

「地域資源を活用した施設（産地直売所）」を削除する。

【改正案】		【2010年調査】																						
(削除)		【2】地域資源を活用した施設（産地直売所）																						
		市区町村内にある産地直売所について、運営主体別に産地直売所数を記入して下さい。																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="5">運 営 主 体</th> </tr> <tr> <th>地 方 公 共 団 体</th> <th>第 3 セ ク タ ー</th> <th>農 業 協 同 組 合</th> <th colspan="2">そ の 他</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th colspan="2">⑤</th> </tr> </thead> </table>						計	運 営 主 体					地 方 公 共 団 体	第 3 セ ク タ ー	農 業 協 同 組 合	そ の 他		①	②	③	④	⑤	
計	運 営 主 体																							
	地 方 公 共 団 体	第 3 セ ク タ ー	農 業 協 同 組 合	そ の 他																				
①	②	③	④	⑤																				
産地直売所の数 D1																								

(新旧対照表：Ⅱ-2ページ上段)

(審査結果)

本調査事項については、①地方公共団体や第3セクターが運営する農産物直売所は、平成23年度から農林水産省が実施している6次産業化調査の母集団整備において、市区町村、農業協同組合等からの情報収集により、農産物直売所の名称、郵便番号、所在地、電話番号等を把握していること、②農業経営体が運営する農産物直売所については、2015年農林業センサス農林業経営体調査において把握することとしていることから、削除しようとするものであり、おおむね適当であるが、更なる検討が必要であると考えらる。

(論点)

これまで農林業センサスで把握してきた市区町村内の運営主体（地方公共団体、第3セクター、農協、その他）別の産地直売所の設置に係る情報は、6次産業化調査の実施に係る母集団整備において代替的に把握可能であるため削除することとしているが、具体的に、どのような根拠に基づき、どのような方法により、どのような情報を把握することとしているのか確認しておく必要があるのではないかと。

(10ページの「【10】過去1年間の農産物の販売」-「3 農産物の出荷先」の(論点)を参照)